

H26年度 実務講習会 質疑応答

	質疑	回答
1	<p>建築設備の検査の際、非常用の照明装置で、充電ランプ不点灯を確認し、バッテリーを交換しようとしたが、メーカー・品番によりバッテリーが違ったり、蓋を開けるのが困難な場合が有ります。どのようにしたらいいでしょうか。</p>	<p>定期報告の段階では、まず、不点灯箇所を確認し、報告してください。</p> <p>非常用の照明装置は、各メーカーや型式で器具の構造が違う場合があり、バッテリー交換等を行う際は、各メーカー様などに問合わせいただかないと、わからないことが多いです。</p> <p>定期検査を行われた際、不良部分をその場で改善していただく事は、非常に建物の維持保全にはいいことだと思いますが、困難な場合は専門業者様に依頼してください。</p>
2	<p>建築設備検査の火気使用室必要換気量について。フードの型式が20KQ、30KQとありますが、同一フードにガス器具が複数あり、ガス器具からフードまでの高さが違う際、必要換気量はどのように計算すればいいでしょうか。</p>	<p>各ガス器具ごとに、フードまでの距離に応じて判断し、必要換気量を計算していただく必要が有ります。よって、1m以内なら20KQ又は30KQ、1m超えの器具は40KQとなります。</p>
3	<p>建築設備の検査の火気使用室の測定について。ボイラー室、熱源機械室は、火気使用室として測定は必要か。基本的には煙道なので、自然換気としていいのか。(温度が高いので、普通の風速計では測定できない。)</p>	<p>給排気が外気に直結しており、室内に燃焼空気が入らない構造であれば、火気使用室として測定する必要はありません。</p> <p>ただし、排気のみ煙突で外気へ直結の場合、2KQとなり判定が必要ですが、測定が困難な場合は燃焼状況の確認で判定いただいております。</p>
4	<p>建築設備検査FD(換気・排煙)の点検について。大型店舗など天井が高いため、点検口はあるがその真下に商品等が置いていたりして、寄りつけない場合が多い。図面的に点検口の位置は正しいが、どうしてもないので毎年要是正としているが、毎年点検しないとイケないものが。</p>	<p>換気設備・排煙設備のダクトで、区画貫通部等に設けられているダンパーは、毎年全数点検するように告示で定められています。</p> <p>まずは点検できる環境を整えるよう管理者に指摘してください。</p>